

## 基本目標 3. 労働における男女平等の推進

男女共同参画社会の実現のためには、雇用の分野において、男女の均等な機会と待遇が確保されることが必要です。就業において、男女が個人の能力を十分に発揮できる環境づくりを推進するとともに、仕事と家庭生活を両立できるよう、働き方の見直しを進め、子育てや介護への社会的な支援の充実に努めます。

また、農林業や商工業等の自営業においても、男女が共に担い手としての役割を果たすことができるよう、取組を進めます。

### 重点課題 1 職場における男女共同参画の推進

#### 【現状と課題】

日本国憲法は、すべての人に勤労の権利を保障しています。職場においては、男女の均等な機会と待遇の確保が図られ、一人ひとりの意欲と能力を生かせる環境づくりを進めることが重要です。

しかし、現実には賃金や昇進・昇格、就業形態など、職場における機会や待遇には依然として男女の差がみられます。市民意識調査においても職場において男女が平等かどうか聞いたところ『男性の方が優遇されている』の割合は 40.4%ですが、『女性の方が優遇されている』の割合は 5.5%となっています。

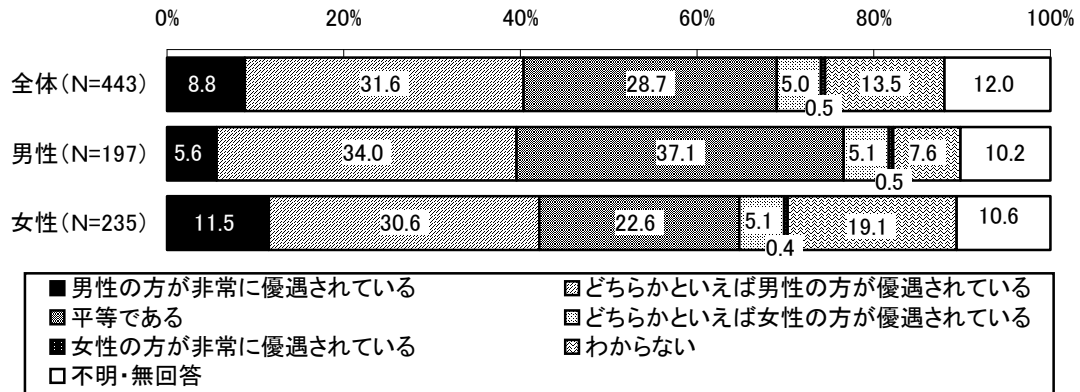
女性の年齢階級別労働力率をみると、本市でも全国同様、子育て期にあたる 30 歳代前半で低下する“M字カーブ”がみられます。一方で、市民意識調査にて、女性が働き続けるには特にどのようなことが必要かという問において「男女共に育児・介護休業が取得しやすいようにする」「女性が働くことに対して、家族や周囲が理解・協力する」などが高くなっていることから、市の支援や周囲の理解の促進によって、希望に合わせて労働しやすい環境をつくることが求められます。

また、女性が職場で母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる環境を整備することも、重要な課題となっています。

平成 19 年（2007 年）4 月には、男女雇用機会均等法の改正法が施行されるなど、制度上の改善は図られつつありますが、依然、就業意欲を低下させる等の事例が見受けられます。

今後も、雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保に向けた取組を進めていく必要があります。

Q. あなたは、職場において男女の地位は平等になっていると思いますか。



## 施策の方向

### (1) 男女平等の推進

労働基準法や男女雇用機会均等法などに基づき雇用機会や待遇が確保されるよう、事業主等へ働きかけるとともに、各種相談を実施し、男女が共に持てる力を十分に発揮できる職場環境づくりを進めます。

具体的施策	施策の内容
25 男女雇用機会均等法の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女雇用機会均等法の周知を図るため、チラシ、広報等を利用した啓発活動に努めます。</li> <li>・職場における待遇の改善に向けての啓発を行います。</li> </ul>
26 パートタイム労働者等の就業条件の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスター、パンフレット等を利用した、パートタイム労働法改正等の周知を行います。</li> </ul>
27 就労や労働に関する相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスター、広報誌、パンフレット等を利用し、就労、労働に関する相談窓口の周知を行います。</li> <li>・京都府ジョブパークやハローワーク等と連携し、労働相談、就労相談機関の案内や助言に努めます。</li> </ul>
28 働く女性への妊娠中・出産後の配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性が妊娠中・出産後においても働きやすい職場づくりを目指すと同時に、妊娠・出産を理由とする不利益な扱いが起らないよう、啓発を行います。</li> </ul>

## 重点課題2 仕事と家庭の両立支援

### 【現状と課題】

少子高齢化が進行する中で、男女が仕事と家庭生活を両立させ、バランスのとれた生活（ワーク・ライフ・バランス）を実現していくためには、その基礎となる家庭において家族が協力し、支え合いながら、子育てや介護を担うとともに、社会的サービスも充実していくことが重要です。

働く場においては、育児・介護休業法<sup>※10</sup>等の制定や改正により、国の制度は整ってきているものの、企業等においては、いまだ十分に活用されているとは言えない状況にあり、仕事と子育て・介護の両立についての意識啓発を進める必要があります。更に、育児・介護休業等を取得しやすく、復帰しやすい職場づくり、仕事と家庭生活の両立をしやすくする多様な就労形態の普及、長時間労働等の職場優先の意識や男性も含めた働き方の見直しなど、男女が働きながら安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進める必要があります。

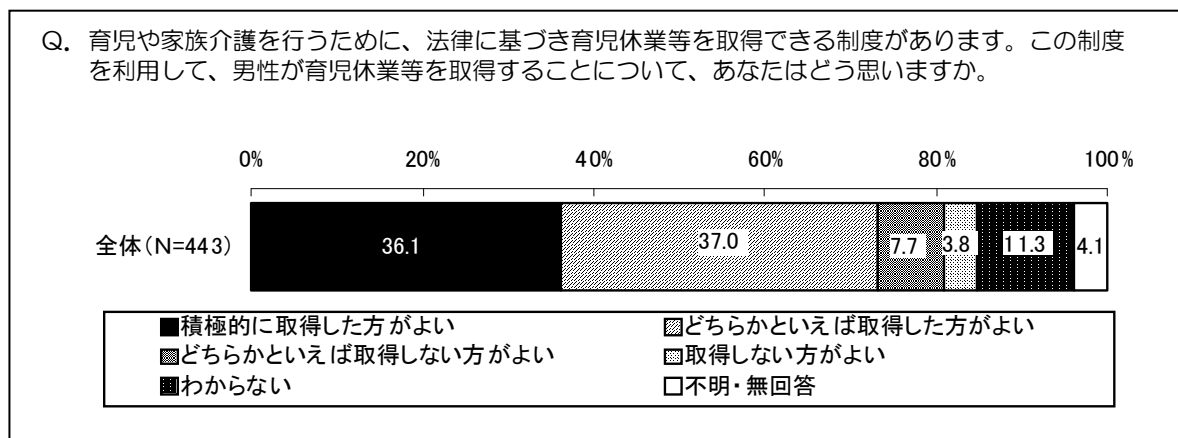
市民意識調査においては、「男性が育児休業を取得することについてどう思うか」という問で、全体の73.1%が取得した方がよいと回答しており、男性の育児休業取得について支持する人が多いという結果が出ています。しかし、取得した方がよいとの回答は、年齢が上がるほど低くなっており、年代による意識の差が現れています。

一方、家庭・地域においては、核家族化の進行、都市化の進展等により人間関係の希薄化が進むなど、子育て支援機能の低下が問題となっており、各種保育サービスの充実など、社会的な子育て支援の必要性が高まっています。

就労時間や就労形態など、保護者を取り巻く労働環境も変化していることから、家庭、地域、職場及び行政が一体となり、少子化対策や子育て支援において、必要に応じた各種保育サービス等を充実していく必要があります。

また、介護が必要な家族がいる労働者を支援するために、介護が必要な方の状態やニーズに応じた介護サービスが受けられるよう、社会的支援の充実が求められています。

男女が共に仕事と家庭生活を両立できるよう、働く場や地域など社会全体で子育てや介護を支えていくための環境整備を進める必要があります。



## 施策の方向

### (1) 多様な働き方ができる就業環境の整備

男女が共に仕事と家庭生活の調和を図った働き方ができる地域社会づくりを進めます。

具体的施策	施策の内容
29 仕事と家庭の両立に向けた意識啓発	・市民、事業者を対象とした講演会、講座等の開催により、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を行います。
30 育児・介護休業を取得しやすい環境づくり	・女性に限らず、男性も育児、介護休業が取得しやすい職場づくりができるよう、市民や事業者に対して制度の普及、啓発に努めます。
31 多様な就労形態の普及	・多様な就労形態について、パンフレット等を活用した広報活動を行います。 ・多様で柔軟な働き方を労働者が選択できるよう、企業及び市民への啓発活動を行います。

### (2) 子育て支援策等の充実

子育ての負担を軽減するため、多様な保育サービスの充実、地域における子育て支援、相談など、関係機関と連携を図りながら、社会的な子育て支援の充実に努めます。

具体的施策	施策の内容
32 子育て支援の拠点施設の充実	・子育て支援の拠点である「子育てすこやか支援センター」を各町に設置し、保護者同士の交流の機会を広げるとともに、子育てに関する悩み等の相談に応じ、母親の育児不安と育児の孤立化の解消を図ります。
33 多様な保育サービスの充実	・多様化する保護者の就労状況や病気や育児疲れ等、緊急時の対応として、一時保育や延長保育、低年齢児保育を充実し、利用しやすいサービスの充実に努めます。
34 子育て支援制度の充実	・育児疲れや子育てなどが困難な世帯に対して、子育てサポーターを派遣して、子どもの世話や家事などの支援を行います。 ・ファミリーサポート支援事業を実施し、利用会員と援助会員による相互支援制度の確立を図ります。

### 重点課題3 農林水産業・商工業等の自営業における労働条件の向上

#### 【現状と課題】

本市の産業は、主に農業と林業であり、特に農業においては、みず菜、壬生菜、九条ねぎ等の京野菜の産地であり、これらの付加価値の高い農産物に対するニーズは、今後ますます増大することが想定されます。また、近年は次代を担う産業拠点として各種企業の誘致に取り組んでいます。

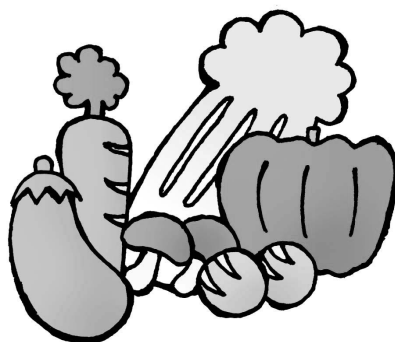
今後、本市の経済環境を活性化させる上で、これら地域産業においては、いずれも担い手の育成や、販路を拡大するための新たな魅力の創造などが求められています。

中でも、女性の視点や能力を生かしていくことが必要と考えられます。本市の農業においては、女性の加工グループが多く活動しており、地元産の食材を使った安心・安全な農産物を生産しており、農家所得の向上と生きがい対策となっています。

今後とも、生産活動だけでなく、特産品等の地域資源を活用した商品企画、加工、販売などの場において女性の参画を推進し、経営能力や技術の向上を図るための支援を進めていくことが必要です。

また、家族経営では生産の場と生活の場が一体となる場合が多く、女性は家事・育児・介護等の負担をより多く担っている状況があります。ゆとりある生活環境づくりに向け、適切な労働時間や休日の確保など、労働条件の整備が課題となっています。家族経営協定<sup>※11</sup>は、本市において平成20年度現在、6戸の農家が協定を締結しています。

農林業等の自営業においても、男女が共に担い手として、意欲と能力を生かせる環境づくりを進めていく必要があります。



## 施策の方向

### (1) 方針決定過程への女性の参画促進

農業を行う家族の中で経営や労働について十分な話し合いの場が持てるよう、家族経営協定の普及を図ります。また、経営能力や技術向上のための情報提供や研修会等を通じ、農林業や商工業等の自営業に携わる女性の方針決定過程への参画を促進します。

具体的施策	施策の内容
35 家族経営協定の普及	・家族全員の自由な意思にもとづいて「農業経営の方針」「役割分担」「収益配分」など、それぞれの家にあった「家族経営協定制度」の普及を図ります。
36 経営能力や技術向上のための情報や学習機会の提供	・各関係団体等との連携のもと、農林業、自営業に携わる女性の経営能力や技術を向上させるために、情報提供や研修会等を行います。

### (2) 就業条件と環境の整備

農業や商工業等の自営業に携わる男女が共に快適に働くことができるよう、適切な労働時間や休日の確保など、就労環境の改善に向けた啓発活動を行います。

具体的施策	施策の内容
37 農業等における労働条件の改善のための啓発	・労働時間や休日等が不明確になりがちな農業、自営業における女性の労働条件の改善に向け、家族の理解を深めるための広報、啓発活動を行います。